

昭和五十四年通商産業省令第七十七号

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律（昭和五十四年法律第三十三号）第二条第二項、第三条、第四条第一項第一号及び第三号、第二項並びに第四項並びに第六条の規定に基づき、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則を次のように定める。

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律（以下「法」という。）及び特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百三十一号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

（軽微な工事）

第二条 法第二条第二項の経済産業省令で定める軽微な工事は、次のとおりとする。

- 一 特定ガス消費機器であつて、屋外に設置されるものの設置又は変更の工事（屋内に位置を変更するものを除く。）
- 二 特定ガス消費機器に該当する燃焼器に接続される排気筒又は当該排気筒に接続される排気扇（以下「排気筒等」という。）の変更の工事であつて、当該排気筒等の材料、位置、形状又は能力の変更を伴わないもの（密閉式の特定ガス消費機器の給排気部に係るもの及び前号に掲げるものを除く。）
- 三 特定ガス消費機器に該当する燃焼器の変更の工事であつて、ガスの消費量の増加、位置の変更又は告示で定める安全装置の機能の変更を伴わないもの（密閉式の特定ガス消費機器の給排気部に係るもの及び第一号に掲げるものを除く。）

（監督の方法）

第三条 法第三条の規定による監督は、次の各号により行うものとする。

- 一 特定工事の施工場所又は事務所その他の適切な業務場所において、特定ガス消費機器の設置場所、排気筒等の形状及び能力並びに安全装置の機能を喪失させてはならないことを指示すること。
- 二 特定工事の施工場所又は事務所その他の適切な業務場所において、特定工事の作業を監督すること。
- 三 特定工事の施工場所又は事務所その他の適切な業務場所において、特定ガス消費機器がガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第百五十九条第二項又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四十九号）第三十五条の五の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していることを確認すること。
- 四 前三号の規定により事務所その他の適切な業務場所において指示、監督及び確認（以下「指示等」という。）を実施するに当たっては、特定工事の施工場所における指示等の実施と同等の効果を有するよう適切な情報通信技術を用いること。

（指定の申請）

第三条之二 法第四条第一項第一号の指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行う。

（申請書及び添付書類）

第三条之三 前条の申請は、様式第一による申請書に次の各号に掲げる添付書類を添えて、指定を受けようとする日の四月前までに、経済産業大臣に提出して行うものとする。

一定款及び登記事項証明書

- 一 申請の日を含む事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書並びに事業報告書又はこれらに準ずるもの（法第四条第一項第一号の指定を受けようとする者が当該申請の日を含む事業年度に設立された法人である場合には、その設立時における財産目録又はこれらに準ずるもの）

二 申請の日を含む事業年度における事業計画書

三 申請の日を含む事業年度における事業計画書

四 法第四条第一項第一号の指定後二年間の財政計画及びこれに伴う収支予算書

五 役員の名簿及び経歴を記載した書類

六 法第四条第一項第一号の指定後三年間の同号に規定する講習（以下「資格講習」という。）に係る業務（以下「資格講習業務」という。）の実施に関する計画書

七 次条第一項第一号イ及びロに掲げる事由に該当しないことを説明した書類

八 資格講習業務以外の業務を行つているときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

（指定の基準）

第三条之四 経済産業大臣は、第三条の二の申請を行つた者が次の各号に適合していると認めるときは、その指定を行うものとする。

- 一 次に掲げる事由に該当しないこと。
 - イ 第四条の七の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であること。
 - ロ その業務を行う役員のうち法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。
- 二 職員、設備、資格講習業務の実施の方法その他の事項についての資格講習業務の実施に関する計画が、資格講習業務の適確な実施のために適切なものであること。
- 三 前号の資格講習業務の実施に関する計画を適確に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。
- 四 法人であること。
- 五 資格講習業務以外の業務を行つていられる場合には、その業務を行うことによつて資格講習業務の適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

2 指定は、指定資格講習機関指定簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 指定年月日及び指定番号
- 二 指定を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名

三 資格講習業務を行う事務所の名称及び所在地
四 指定の期限

3 経済産業大臣は、法第四条第一項第一号の指定を受けた者（以下「指定資格講習機関」という。）が第一項各号（第一号を除く。）のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その指定資格講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 経済産業大臣は、法第四条第一項第一号の指定を受けた者（以下「指定資格講習機関」という。）が第一項各号（第一号を除く。）のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その指定資格講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（指定資格講習機関の名称等の変更の届出）

3 経済産業大臣は、法第四条第一項第一号の指定を受けた者（以下「指定資格講習機関」という。）が第一項各号（第一号を除く。）のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その指定資格講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（指定の更新）

3 経済産業大臣は、法第四条第一項第一号の指定を受けた者（以下「指定資格講習機関」という。）が第一項各号（第一号を除く。）のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その指定資格講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 経済産業大臣は、法第四条第一項第一号の指定を受けた者（以下「指定資格講習機関」という。）が第一項各号（第一号を除く。）のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その指定資格講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 経済産業大臣は、法第四条第一項第一号の指定を受けた者（以下「指定資格講習機関」という。）が第一項各号（第一号を除く。）のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その指定資格講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 経済産業大臣は、法第四条第一項第一号の指定を受けた者（以下「指定資格講習機関」という。）が第一項各号（第一号を除く。）のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その指定資格講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（資格講習実施の義務）

3 経済産業大臣は、法第四条第一項第一号の指定を受けた者（以下「指定資格講習機関」という。）が第一項各号（第一号を除く。）のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その指定資格講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 経済産業大臣は、法第四条第一項第一号の指定を受けた者（以下「指定資格講習機関」という。）が第一項各号（第一号を除く。）のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その指定資格講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（指定の更新）

3 経済産業大臣は、法第四条第一項第一号の指定を受けた者（以下「指定資格講習機関」という。）が第一項各号（第一号を除く。）のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その指定資格講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（指定資格講習機関の名称等の変更の届出）

3 経済産業大臣は、法第四条第一項第一号の指定を受けた者（以下「指定資格講習機関」という。）が第一項各号（第一号を除く。）のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その指定資格講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（指定の更新）

3 経済産業大臣は、法第四条第一項第一号の指定を受けた者（以下「指定資格講習機関」という。）が第一項各号（第一号を除く。）のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その指定資格講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（指定資格講習機関の名称等の変更の届出）

3 経済産業大臣は、法第四条第一項第一号の指定を受けた者（以下「指定資格講習機関」という。）が第一項各号（第一号を除く。）のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その指定資格講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（指定の更新）

3 経済産業大臣は、法第四条第一項第一号の指定を受けた者（以下「指定資格講習機関」という。）が第一項各号（第一号を除く。）のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その指定資格講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（指定資格講習機関の名称等の変更の届出）

3 経済産業大臣は、法第四条第一項第一号の指定を受けた者（以下「指定資格講習機関」という。）が第一項各号（第一号を除く。）のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その指定資格講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（指定の更新）

3 経済産業大臣は、法第四条第一項第一号の指定を受けた者（以下「指定資格講習機関」という。）が第一項各号（第一号を除く。）のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その指定資格講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（指定資格講習機関の名称等の変更の届出）

3 経済産業大臣は、法第四条第一項第一号の指定を受けた者（以下「指定資格講習機関」という。）が第一項各号（第一号を除く。）のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その指定資格講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

科目	範囲	講師	時間
ガスに関する基礎知識	一 ガスの種類及び物性 二 ガスの燃焼理論	一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくは高等専門学校又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学若しくは旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において化学に関する学科の課程を修めて卒業した者（当該学科の課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であること。 二 ガス事業法第二十六条第一項のガス主任技術者免状の交付を受けている者であること。 三 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十七条の二第三項の高圧ガス製造保安責任者免状（甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状又は丙種化学責任者免状に限る。）の交付を受けている者であつて、液化石油ガスの製造に関する一年以上の経験を有する者であること。 四 経済産業大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認められた者であること。	二時間
ガス消費機器に係る給排気に関する基礎知識	一 給排気に関する理論 二 給排気装置の構造及び機能	一 学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は旧大学令による大学若しくは旧専門学校において理学又は工学に関する学科の課程を修めて卒業した者（当該学科の課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であつて、特定工事に関する三年以上の経験を有する者であること。 二 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による工業学校において工業に関する学科の課程を修めて卒業した者であつて、特定工事に関する五年以上の経験を有する者であること。	三時間

二 次の表の第一欄に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる範囲について、同表の第三欄に掲げる条件のいずれかに適合する講師により、同表の第四欄に掲げる時間以上の講義により行うこと。

区域	場所
北海道・東北	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
中部	富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県
近畿	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国・四国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州・沖縄	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

（資格講習実施の義務）

3 経済産業大臣は、法第四条第一項第一号の指定を受けた者（以下「指定資格講習機関」という。）が第一項各号（第一号を除く。）のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その指定資格講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 経済産業大臣は、法第四条第一項第一号の指定を受けた者（以下「指定資格講習機関」という。）が第一項各号（第一号を除く。）のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その指定資格講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（指定の更新）

3 経済産業大臣は、法第四条第一項第一号の指定を受けた者（以下「指定資格講習機関」という。）が第一項各号（第一号を除く。）のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その指定資格講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（指定資格講習機関の名称等の変更の届出）

3 経済産業大臣は、法第四条第一項第一号の指定を受けた者（以下「指定資格講習機関」という。）が第一項各号（第一号を除く。）のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その指定資格講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（指定の更新）

3 経済産業大臣は、法第四条第一項第一号の指定を受けた者（以下「指定資格講習機関」という。）が第一項各号（第一号を除く。）のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その指定資格講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（指定資格講習機関の名称等の変更の届出）

3 経済産業大臣は、法第四条第一項第一号の指定を受けた者（以下「指定資格講習機関」という。）が第一項各号（第一号を除く。）のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その指定資格講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（指定の更新）

3 経済産業大臣は、法第四条第一項第一号の指定を受けた者（以下「指定資格講習機関」という。）が第一項各号（第一号を除く。）のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その指定資格講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（指定資格講習機関の名称等の変更の届出）

3 経済産業大臣は、法第四条第一項第一号の指定を受けた者（以下「指定資格講習機関」という。）が第一項各号（第一号を除く。）のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その指定資格講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（指定の更新）

3 経済産業大臣は、法第四条第一項第一号の指定を受けた者（以下「指定資格講習機関」という。）が第一項各号（第一号を除く。）のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その指定資格講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（指定資格講習機関の名称等の変更の届出）

3 経済産業大臣は、法第四条第一項第一号の指定を受けた者（以下「指定資格講習機関」という。）が第一項各号（第一号を除く。）のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その指定資格講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

<p>特定ガス消費機器に関する知識</p>	<p>特定ガス消費機器の材料、構造及び機能</p>	<p>三 経済産業大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認められた者であること。 一 学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は旧大学令による大学若しくは旧専門学校において理学又は工学に関する学科の課程を修めて卒業した者（当該学科の課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であつて、特定工事に関する三年以上の経験を有する者であること。 二 学校教育法による高等専門学校又は旧中等学校令による工業学校において工業に関する学科の課程を修めて卒業した者であつて、特定工事に関する五年以上の経験を有する者であること。 三 経済産業大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認められた者であること。</p>	<p>二時間</p>
<p>特定工事の施工方法</p>	<p>一 特定工事に必要な工具の使用方法 二 特定ガス消費機器の取付け方法</p>	<p>一 学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は旧大学令による大学若しくは旧専門学校において理学又は工学に関する学科の課程を修めて卒業した者（当該学科の課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であつて、特定工事に関する三年以上の経験を有する者であること。 二 学校教育法による高等専門学校又は旧中等学校令による工業学校において工業に関する学科の課程を修めて卒業した者であつて、特定工事に関する五年以上の経験を有する者であること。 三 経済産業大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認められた者であること。</p>	<p>二時間</p>
<p>特定ガス消費機器の保安に関する法令</p>	<p>法、令及びこの省令並びにその他関係法令</p>	<p>一 学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は旧大学令による大学若しくは旧専門学校において理学又は工学に関する学科の課程を修めて卒業した者（当該学科の課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であつて、特定工事に関する三年以上の経験を有する者であること。 二 経済産業大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認められた者であること。</p>	<p>二・五時間</p>
<p>特定工事の欠陥に係る事故例</p>	<p>特定工事の欠陥に係る事故及びその原因</p>	<p>一 学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は旧大学令による大学若しくは旧専門学校において理学又は工学に関する学科の課程を修めて卒業した者（当該学科の課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であつて、特定工事に関する三年以上の経験を有する者であること。 二 経済産業大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認められた者であること。</p>	<p>一時間</p>

備考 この表において、資格講習の範囲は、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第一条第三号に掲げるポイラーに関する知識を含まないものとする。

- 三 不正な受講を防止するための措置を講じること。
 - 四 第二号の表の第二欄に掲げる事項を含む適切な内容の教科書及び視聴覚教材その他の教材（以下「資格講習の教材等」という。）を用いること。
 - 五 資格講習の教材等（視聴覚教材を用いる場合にあつては視聴覚教材を除く。）は、受講者に配布すること。
 - 六 講師は、講義中にされた講義の内容に関する受講者の質問に対し、講義中に適切に応答すること。
 - 七 一の資格講習の受講者の数は、講師一人につきおおむね二百人以下とすること。
 - 八 次条第一項の規定により届け出た同項に規定する資格講習業務規程を遵守すること。
 - 九 資格講習の受講手数料が、全国的に統一して定めること。
 - 十 資格講習の受講手数料は、全国的に統一して定めること。
 - 十一 資格講習業務以外の業務を行う場合にあつては、当該業務が資格講習業務と誤認されるおそれがある表示その他の行為をしないこと。
 - 2 指定資格講習機関は、毎事業年度、各都道府県において予想される受講を希望する者の受講の機会を確保するよう努めなければならない。
 - 3 経済産業大臣は、指定資格講習機関が行う資格講習が第一項各号の基準に適合していないと認めるときは、当該指定資格講習機関に対し、資格講習の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
 - 4 資格講習においては、修了試験を行う。
 - 5 前項の修了試験は、第一項第二号の表の第一欄に掲げる科目についてそれぞれ同表の第二欄に掲げる範囲で、筆記試験により行う。
- （資格講習業務規程）
- 第四条の二 指定資格講習機関は、資格講習業務に関する規程（以下「資格講習業務規程」という。）を定め、様式第五による届出書に当該届出に係る資格講習業務規程を添えて、当該業務の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときは、様式第六による届出書を経済産業大臣に届け出なければならない。
- 2 前項の資格講習業務規程には、次の各号に掲げる事項を定めておかなければならない。
 - 一 資格講習の申込方法、実施施設、実施体制その他資格講習の実施の方法に関する事項
 - 二 資格講習の受講手数料及び収納の方法に関する事項
 - 三 不正受講の防止及び不正受講者の処分に関する事項
 - 四 科目担当講師の選任及び解任に関する事項
 - 五 資格講習業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
 - 六 資格講習業務の内容に係る訂正に関する事項

七 その他資格講習業務の実施に関し必要な事項

3 経済産業大臣は、第一項の規定による資格講習業務規程が資格講習業務の適正かつ確実な実施を図るため適当でないとき、指定資格講習機関に対し、当該資格講習業務規程を変更すべきことを勧告することができる。

(指定資格講習事業の廃止)

第四条の三 指定資格講習機関は、指定資格講習事業を廃止しようとするときは、廃止の日の一年前までに、様式第七による申請書を経済産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(資格講習の実施計画)

第四条の四 指定資格講習機関は、毎事業年度開始前に(法第四条第一項第一号の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、その事業年度の資格講習の実施に関する計画(以下「資格講習実施計画」という。)を作成し、様式第八による届出書に当該届出に係る資格講習実施計画を添えて、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 資格講習実施計画においては、資格講習の日程、募集人員、実施場所、科目別時間数、資格講習業務の実施に係る収支計画その他資格講習の実施に関し必要な事項を定める。

(資格講習受講者等の報告)

第四条の五 指定資格講習機関は、毎事業年度経過後遅滞なく、様式第九による報告書に、様式第十による資格講習修了者名簿を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 指定資格講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度に実施した資格講習業務に関し、次の事項について経済産業大臣に報告しなければならない。

一 資格講習の実施の日時、場所、受講者数並びに科目別担当講師の氏名及び略歴

二 資格講習の教材等

三 資格講習業務の実施に係る収支決算

四 その他必要な事項

(財務諸表等の備置き及び閲覧等)

第四条の六 指定資格講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(これらのものが電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。)を作成し、三年間事業所に備え置かなければならない。

2 資格講習受講者その他の利害関係人は、指定資格講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、指定資格講習機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された情報の内容を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次に掲げるもの(受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものに限る。)により提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(指定の取消し等)

第四条の七 経済産業大臣は、指定資格講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて指定資格講習事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第三条の四第一項第一号に適合しなくなつたとき。

二 第三条の四第三項、第四条第三項又は第四条の二第三項の規定による勧告に従わなかつたとき。

三 第三条の五、第三条の七第二項、第四条の二第一項又は第四条の四第一項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第四条の五第一項若しくは第二項又は次条の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 第四条の六第一項の規定に違反したとき。

六 正当な理由がないのに第四条の六第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

七 第五条第二項の規定による公示を行わなかつたとき。

八 不正の手段により法第四条第一項第一号の指定を受けたとき。

(報告の徴収)

第四条の八 経済産業大臣は、資格講習の実施に必要な限度において、指定資格講習機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

(公示等)

第五条 経済産業大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を公示しなければならない。

<p>法第四条第一項第一号の指定をしたとき。</p>	<p>一 指定年月日 二 指定資格講習機関の名称及び住所並びに代表者の氏名 三 資格講習業務を行う事務所の名称及び所在地 四 指定の期限</p>
<p>第三条の五の規定による届出があつたとき（代表者の氏名の変更のみの届出の場合は除く）。</p>	<p>一 変更年月日 二 指定資格講習機関の名称及び住所 三 変更する事項</p>
<p>第三条の六第一項の規定による更新をしたとき。</p>	<p>一 指定の更新年月日 二 指定資格講習機関の名称及び住所並びに代表者の氏名 三 資格講習業務を行う事務所の名称及び所在地 四 指定の期限</p>
<p>第三条の七第二項の規定による届出があつたとき。</p>	<p>一 指定資格講習機関の地位を承継した年月日 二 指定資格講習機関の地位を承継された者の名称及び住所並びに代表者の氏名 三 指定資格講習機関の地位を承継した者の名称及び住所並びに代表者の氏名 四 指定資格講習機関の地位を承継した者が資格講習業務を行う事務所の名称及び所在地</p>
<p>第四条の三の規定による承認をしたとき。</p>	<p>一 資格講習業務を廃止する年月日 二 指定資格講習機関の名称及び住所並びに代表者の氏名</p>
<p>第四条の七の規定により指定を取り消し、又は指定資格講習事業の全部若しくは一部の停止を命じたとき。</p>	<p>一 指定を取り消し、又は指定資格講習事業の全部若しくは一部の停止を命じた年月日 二 指定資格講習機関の名称及び住所並びに代表者の氏名 三 指定資格講習事業の全部又は一部の停止を命じた場合にあっては、停止を命じた資格講習事業の範囲及びその期間</p>
<p>2 経済産業大臣又は指定資格講習機関は、資格講習を実施する日時、場所その他資格講習の実施に関する事項をあらかじめ公示しなければならない。</p>	<p>（資格講習の細目） （資格講習受講の手続）</p>
<p>第五条の二 第三条の二から前条までに定めるもののほか、資格講習について必要な事項は、経済産業大臣が定める。</p>	<p>（認定の基準）</p>
<p>第五条の三 資格講習を受けようとする者は、指定資格講習機関が定める受講申込書に写真（その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢の記載された縦三センチメートル、横二・四センチメートルのものであって、申請前六月以内に撮影した無帽かつ正面上三分身像の無背景のもの。第八条 第十条の四及び第十三条第一項において同じ。）を添付して当該指定資格講習機関に提出しなければならない。</p>	<p>第六条 法第四条第一項第三号の認定は、次の各号の一に該当する者について行う。 一 次に掲げるいずれかの資格を有する者であつて、経済産業大臣又はその指定する者が第八条の二から第八条の四までに定めるところにより行う特定工事に関する講習（以下「認定講習」という。）の課程を第八条の申請をした日の属する年度内に修了した者 イ 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条第一項の規定に基づき行われる技術検定であつてその種目が管工事施工管理であるものに合格していること。 ロ 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十七条の二第三項の製造保安責任者免状（甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状又は丙種化学責任者免状に限る。）又は同法第二十八条第一項の販売主任者免状（第二種販売主任者免状に限る。）の交付を受けていること。 ハ ガス事業法第二十六条第一項のガス主任技術者免状の交付を受けていること。 ニ 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第六十二条第一項の規定に基づき行われる技術検定であつてその職種が浴槽設備施工であるものに合格していること。 ホ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号。以下「液化石油ガス法施行規則」という。）第二十五条第三項に定める条件に適合していること。</p>
<p>へ 昭和五十四年十一月一日までに液化石油ガス法施行規則第三十七条第三号に基づき、経済産業大臣又は都道府県知事により液化石油ガスの災害の防止に関し相当の知識を有すると認められ、かつ、特定工事に関する一年以上の経験を有していること。 ト 昭和五十四年十一月一日までに社団法人日本瓦斯協会が行う需要家ガス設備点検員資格認定制度に基づく認定を受け、かつ、特定工事に関する一年以上の経験を有していること。 チ 昭和五十四年十一月一日までに社団法人日本簡易ガス協会が行う調査員認定講習の課程を修了し、かつ、特定工事に関する一年以上の経験を有していること。</p>	<p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することにつき経済産業大臣が定める資格を有する者</p>
<p>第七条 削除</p>	<p>（認定の申請）</p>
<p>第八条 法第四条第一項第三号の認定を受けようとする者は、様式第十一による申請書に第六条に規定する者に該当する者であることを証明する書類及び写真を添付して産業保安監督部長に提出しなければならない。</p>	<p>（認定の申請）</p>

（認定講習機関の指定の申請）
 第八条の二 第六条第一号の指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行う。

（認定講習の準用等）

第八条の三 第三条の三から第三条の六までの規定は第六条第一号の指定を受けた者（以下「指定認定講習機関」という。）の申請及び指定について、第三条の七及び第四条の二から第五条の二までの規定は指定認定講習機関について準用する。この場合において、これらの規定中「法第四条第一項第一号」とあるのは「第六条第一号」と、「資格講習」とあるのは「認定講習」と、「資格講習業務」とあるのは「認定講習業務」と、「指定資格講習機関」とあるのは「指定認定講習機関」と、「指定資格講習事業」とあるのは「指定認定講習事業」と、「第三条の三中「前条」とあるのは「第八条の二」と、「様式第一」とあるのは「様式第一の二」と、「第三条の四第二項中「指定資格講習機関指定簿」とあるのは「指定認定講習機関指定簿」と、「第三条の五中「様式第二」とあるのは「様式第二の二」と、「第三条の六第二項中「様式第三」とあるのは「様式第三の二」と、「第三条の七第二項中「様式第四」とあるのは「様式第四の二」と、「第四条の二中「資格講習業務規程」とあるのは「認定講習業務規程」と、同条第一項中「様式第五」とあるのは「様式第五の二」と、「様式第六」とあるのは「様式第六の二」と、「第四条の三中「様式第七」とあるのは「様式第七の二」と、「第四条の四中「資格講習実施計画」とあるのは「認定講習実施計画」と、同条第一項中「様式第八」とあるのは「様式第八の二」と、「第四条の五第一項中「様式第九」とあるのは「様式第九の二」と、「様式第十」とあるのは「様式第十の二」と、「資格講習修了者名簿」とあるのは「認定講習修了者名簿」と、「第四条の六第一項中「資格講習受講者」とあるのは「認定講習受講者」と、「第四条の七第二号中「第四条第三項」とあるのは「第八条の四第三項」と読み替えるものとする。

（認定講習実施の義務）

第八条の四 指定認定講習機関は、公正に、かつ、次の各号に掲げる基準に適合する方法により認定講習を行わなければならない。

一 毎事業年度、次の表の上欄に掲げる区域ごとに同表の下欄に掲げる場所のうちいずれかの場所でそれぞれ一回以上行うこと。

区域	場所
北海道・東北	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
中部	富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県
近畿・中国・四国・九州・沖縄	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

二 次の表の第一欄に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる範囲について、同表の第三欄に掲げる条件のいずれかに適合する講師により、同表の第四欄に掲げる時間以上の講義により行うこと。

科目	範囲	講師	時間
ガス消費機器に係る給排気に関する基礎知識	一 給排気に関する理論 二 給排気装置の構造及び機能	一 学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は旧大学令による大学若しくは旧専門学校において理学又は工学に関する学科の課程を修めて卒業した者（当該学科の課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であつて、特定工事に関する三年以上の経験を有する者であること。 二 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令による工業学校において工業に関する学科の課程を修めて卒業した者であつて、特定工事に関する五年以上の経験を有する者であること。 三 経済産業大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認められた者であること。	一時間
特定工事の施工方法	一 特定工事に必要な工具の使用方法 二 特定ガス消費機器の取付け方法	一 学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は旧大学令による大学若しくは旧専門学校において理学又は工学に関する学科の課程を修めて卒業した者（当該学科の課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であつて、特定工事に関する三年以上の経験を有する者であること。 二 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令による工業学校において工業に関する学科の課程を修めて卒業した者であつて、特定工事に関する五年以上の経験を有する者であること。 三 経済産業大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認められた者であること。	二時間
特定ガス消費機器の保安に関する法令	法、令及び規則並びにその他の関係法令	一 学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は旧大学令による大学若しくは旧専門学校において理学又は工学に関する学科の課程を修めて卒業した者（当該学科の課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であつて、特定工事に関する三年以上の経験を有する者であること。 二 経済産業大臣が前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認められた者であること。	二時間
特定工事の欠陥に係る事故例	特定工事の欠陥に係る事故及びその原因	一 学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は旧大学令による大学若しくは旧専門学校において理学又は工学に関する学科の課程を修めて卒業した者（当該学科の課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であつて、特定工事に関する三年以上の経験を有する者であること。 二 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令による工業学校において工業に関する学科の課程を修めて卒業した者であつて、特定工事に関する五年以上の経験を有する者であること。 三 経済産業大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認められた者であること。	一時間

備考 この表において、認定講習の範囲は、労働安全衛生法施行令第一条第三号に掲げるポイラーに関する知識を含まないものとする。

- 三 不正な受講を防止するための措置を講じること。
- 四 第二号の表の第二欄に掲げる事項を含む適切な内容の教科書及び視聴覚教材その他の教材（以下「認定講習の教材等」という。）を用いること。
- 五 認定講習の教材等（視聴覚教材を用いる場合にあつては視聴覚教材を除く。）は、受講者に配布すること。
- 六 講師は、講義中にされた講義の内容に関する受講者の質問に対し、講義中に適切に応答すること。
- 七 一の認定講習の受講者の数は、講師一人につきおおむね二百人以下とすること。
- 八 前条の規定により読み替えて準用する第四条の二第一項の規定により届け出た同項に規定する認定講習業務規程を遵守すること。
- 九 認定講習の受講手数料が、認定講習に係る業務（以下「認定講習業務」という。）の適正な実施に必要と認められる額であること。
- 十 認定講習の受講手数料は、全国的に統一して定めること。
- 十一 認定講習業務以外の業務を行う場合にあつては、当該業務が認定講習業務と誤認されるおそれがある表示その他の行為をしないこと。
- 十二 認定講習終了後、指定認定講習機関は、認定講習を修了した者に対し、認定講習の修了を証する書面（以下「修了証」という。）を交付しなければならない。
- 十三 前号の修了証は様式第十二によるものとする。
- 2 指定認定講習機関は、毎事業年度、各都道府県において予想される受講の機会を確保するよう努めなければならない。
- 3 経済産業大臣は、指定認定講習機関が行う認定講習が第一項各号の基準に適合していないと認めるときは、当該指定認定講習機関に対し、認定講習の方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（再講習）

第九条 法第四条第二項の経済産業省令で定める期間は、資格証の交付を受けた日（同項に規定する講習（以下「再講習」という。）で第二回目以降のものについては、前回の再講習を受けた日）の属する年度の翌年度の開始の日から三年とする。

2 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により前項の期間内に再講習を受けることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に再講習を受けなければならない。

（再講習機関の指定の申請）

第十条 法第四条第二項の指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行う。

（再講習の準用等）

第十条の二 第三条の三から第三条の六までの規定は法第四条第二項の指定を受けた者（以下「指定再講習機関」という。）の申請及び指定について、第三条の七及び第四条の二から第五条の二までの規定は指定再講習機関について準用する。この場合において、これらの規定中「法第四条第一項第一号」とあるのは「法第四条第二項」と、「資格講習」とあるのは「再講習」と、「資格講習業務」とあるのは「指定資格講習機関」とあるのは「指定再講習事業」と、第三条の三中「前条」とあるのは「第十条」と、「様式第一」とあるのは「様式第一の三」と、第三条の四第二項中「指定資格講習機関指定簿」とあるのは「指定再講習機関指定簿」と、第三条の五中「様式第二」とあるのは「様式第二の三」と、第三条の六第二項中「様式第三」とあるのは「様式第三の三」と、第三条の七第二項中「様式第四」とあるのは「様式第四の三」と、第四条の二中「資格講習業務規程」とあるのは「再講習業務規程」と、同条第一項中「様式第五」とあるのは「様式第五の三」と、「様式第六」とあるのは「様式第六の三」と、第四条の三中「様式第七」とあるのは「様式第七の三」と、第四条の四中「資格講習実施計画」とあるのは「再講習実施計画」と、同条第一項中「様式第八」とあるのは「様式第八の三」と、第四条の五第一項中「様式第九」とあるのは「様式第九の三」と、「様式第十」とあるのは「様式第十の三」と、「資格講習修了者名簿」とあるのは「再講習受講者名簿」と、第四条の六第二項中「資格講習受講者」とあるのは「再講習受講者」と、第四条の七第二号中「第四条第三項」とあるのは「第十条の三第四項」と読み替えるものとする。

（再講習実施の義務）

第十条の三 指定再講習機関は、公正に、かつ、次の各号に掲げる基準に適合する方法により再講習を行わなければならない。

一 毎事業年度、次の表の上欄に掲げる区域ごとに同表の下欄に掲げる場所のうちいずれかの場所でそれぞれ一回以上行うこと。

区域	場所
北海道・東北	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
中部	富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県
近畿	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国・四国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州・沖縄	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

二 次の表の第一欄に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる範囲について、同表の第三欄に掲げる条件のいずれかに適合する講師により、同表の第四欄に掲げる時間以上の講義により行うこと。

科目	範囲	講師	時間

<p>特定ガス消費機器の保安に関する法令</p> <p>特定工事に関する知識</p>	<p>法、令及びこの省令並びにその他関係法令の概要及び改正の内容</p> <p>一 特定工事の施工方法の概要</p> <p>二 特定ガス消費機器及び特定工事に関連する技術進歩の内容</p>	<p>一 学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は旧大学令による大学若しくは旧専門学校による専門学校を卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であつて、特定工事に関する三年以上の経験を有する者であること。</p> <p>二 経済産業大臣が前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認められた者であること。</p>	二時間
<p>特定工事の欠陥に係る事故例</p>	<p>特定工事の欠陥に係る事故及びその原因</p>	<p>一 学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は旧大学令による大学若しくは旧専門学校による専門学校において理学又は工学に関する学科の課程を修めて卒業した者（当該学科の課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であつて、特定工事に関する三年以上の経験を有する者であること。</p> <p>二 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令による工業学校において工業に関する学科の課程を修めて卒業した者であつて、特定工事に関する五年以上の経験を有する者であること。</p> <p>三 経済産業大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認められた者であること。</p>	二時間
<p>備考 この表において、再講習の範囲は、労働安全衛生法施行令第一条第三号に掲げるポイラーに関する知識を含まないものとする。</p> <p>三 不正な受講を防止するための措置を講じること。</p> <p>四 第二号の表の第二欄に掲げる事項を含む適切な内容の教科書及び視聴覚教材その他の教材（以下「再講習の教材等」という。）を用いること。</p> <p>五 再講習の教材等（視聴覚教材を用いる場合にあつては視聴覚教材を除く。）は、受講者に配布すること。</p> <p>六 講師は、講義中にされた講義の内容に関する受講者の質問に対し、講義中に適切に応答すること。</p> <p>七 一の再講習の受講者の数は、講師一人につきおおむね二百人以下とすること。</p> <p>八 前条の規定により読み替えて準用する第四条の二第一項の規定により届け出た同項に規定する再講習業務規程を遵守すること。</p> <p>九 再講習の受講手数料が、再講習に係る業務（以下「再講習業務」という。）の適正な実施に必要と認められる額であること。</p> <p>十 再講習の受講手数料は、全国的に統一して定めること。</p> <p>十一 再講習業務以外の業務を行う場合にあつては、当該業務が再講習業務と誤認されるおそれがある表示その他の行為をしないこと。</p> <p>十二 指定再講習機関は、再講習終了後、資格証の所定欄に受講年月日及び受講場所を記載し、並びに指定再講習機関の認印等を付さなければならない。</p> <p>十三 指定再講習機関は、毎事業年度、各都道府県において予想される受講を希望する者の受講の機会を確保するよう努めなければならない。</p> <p>十四 経済産業大臣は、指定再講習機関が行う再講習が第一項各号の基準に適合していないと認めるときは、当該指定再講習機関に対し、再講習の方法その他業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを勧告することができる。</p>	<p>（資格証の再交付の手続）</p> <p>第十四条の四 再講習を受けようとする者は、指定再講習機関が定める受講申込書に写真を添付して当該指定再講習機関に提出しなければならない。</p> <p>（資格証の様式）</p> <p>第十一条 法第四条第四項の資格証は、様式第十三によるものとする。</p> <p>（資格証の交付）</p> <p>第十二条 経済産業大臣又は法第四条第一項第一号の規定により経済産業大臣が指定する者は、第四条に規定する資格講習の課程を修了した者に対し、資格証を交付しなければならない。</p> <p>第十三条 産業保安監督部長は、法第四条第一項第三号の認定をした者に対し、資格証を交付しなければならない。</p> <p>（資格証の再交付の手続）</p> <p>第十三条 資格証の記載事項に変更を生じ、又は資格証を汚し、損じ、若しくは失つてその再交付を受けようとする者は、様式第十四による資格証再交付申請書に写真を添付して当該資格証を交付した者に提出しなければならない。</p> <p>第十四条 資格証の記載事項に変更を生じ、又は資格証を汚し、若しくは損じて前項の申請をするときは、資格証再交付申請書に当該資格証を添付しなければならない。</p> <p>第十五条 資格証を失つてその再交付を受けた者は、失つた資格証を発見したときは、遅滞なく、当該資格証を交付した者にこれを提出しなければならない。</p> <p>（表示の方法）</p> <p>第十四条 法第六条の規定により、特定工事業業者は、特定工事に係る特定ガス消費機器の見やすい箇所に、容易にはく離しない方法により、様式第十五による表示を付さなければならない。</p> <p>第十五条 法第六条の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 特定工事業業者の氏名又は名称及び連絡先</p>	<p>一 学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は旧大学令による大学若しくは旧専門学校による専門学校を卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であつて、特定工事に関する三年以上の経験を有する者であること。</p> <p>二 経済産業大臣が前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認められた者であること。</p> <p>三 経済産業大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認められた者であること。</p>	一時間

特定工事業業者の氏名又は名称及び連絡先

二 法第三条本文の規定により特定工事を実地に監督し、又は同条ただし書の規定により自ら特定工事を行ったガス消費機器設置工事監督者の氏名及び資格証（液化石油ガス設備士免状）の番号

三 施工内容

四 施工年月日

（経済産業大臣に対する都道府県知事の報告）

第十六条 都道府県知事は、法第七条の規定により報告の徴収を行ったときは、令第三条第二項の規定により、遅滞なく、その旨を当該報告の徴収に係る特定工事業業者の事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。

附則

この省令は、法の施行の日（昭和五十四年十一月一日）から施行する。ただし、第三条、第九条、第十条及び第十五条第二号の規定は、法附則第一項ただし書に定める日から施行する。

附則（平成六年五月二三日通商産業省令第四三〇号）

この省令は、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成五年政令第三百九十六号）の施行の日から施行する。

附則（平成九年二月二八日通商産業省令第九号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の様式第四については、平成十二年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

附則（平成九年三月一〇日通商産業省令第一一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成九年四月一日から施行する。

附則（平成一〇年三月三〇日通商産業省令第三四〇号）抄

第一条 この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附則（平成一一年三月三一日通商産業省令第四五〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年二月二七日通商産業省令第一三〇号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成一三年一月六日通商産業省令第二八〇号）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附則（平成一七年三月二一日通商産業省令第二二〇号）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成一八年二月二二日通商産業省令第一〇八号）

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成二四年五月三一日通商産業省令第四一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十四年六月十五日から施行する。

（特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に規定する講習を行う者を定める省令の廃止）

第二条 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に規定する講習を行う者を定める省令（平成十三年通商産業省令第四百四十八号）は、廃止する。

（経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に廃止前の特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に規定する講習を行う者を定める省令による指定を受けている者については、平成二十五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

第四条 この省令の規定による改正後の特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則（以下「新施行規則」という。）の規定により、法第四条第一項第一号及び第二項並びに新施行規則

第六条第一号に規定する経済産業大臣が指定する者が行う講習は、平成二十五年四月一日から行うものとする。

（検討）

第五条 経済産業大臣は、この省令の施行後おおむね三年以内に、新施行規則第三条の三から第五条まで、第八条の四及び第十条の三の規定について所要の検討を加え、必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成二九年三月二八日通商産業省令第一五〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

附則（平成三〇年七月六日通商産業省令第四三〇号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十二年二月二七日経済産業省令第一五号)

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年七月一日経済産業省令第一七号)

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和二年三月一七日経済産業省令第一五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年二月二八日経済産業省令第九二号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和五年六月九日経済産業省令第三二号)

(施行期日)

1 この省令は、令和五年六月九日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後のそれぞれの省令の規定による写真の提出については、これらの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による受験願書、申請書その他の文書については、この省令による改正後のそれぞれの様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則 (令和五年二月二八日経済産業省令第六三号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和六年四月一日経済産業省令第三〇号)

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

様式第1 (第3条の3関係) (平24経産令41・追加、令元経産令17・令2経産令92・一部改正)

指定資格講習機関指定申請書	
年 月 日	
経済産業大臣 殿	
住 所	
名称及び代表者の氏名	
<p>特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第3条の3の規定により、次のとおり特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律第4条第1項第1号の指定を受けたいので、申請します。</p>	
資格講習業務を開始しようとする年月日	

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第1の2（第8条の3関係）（平24経産令41・追加、令元経産令17・令2経産令92・一部改正）

指定認定講習機関指定申請書			
年 月 日			
経済産業大臣 殿			
住 所 名称及び代表者の氏名			
<p>特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第8条の3の規定により読み替えて準用する同規則第3条の3の規定により、次のとおり同規則第6条第1号の指定を受けたいので、申請します。</p>			
<table border="1"> <tr> <td>認定講習業務を開始しようとする年月日</td> <td></td> </tr> </table>	認定講習業務を開始しようとする年月日		
認定講習業務を開始しようとする年月日			

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第1の3（第10条の2関係）（平24経産令41・追加、令元経産令17・令2経産令92・一部改正）

指定再講習機関指定申請書	
年 月 日	
経済産業大臣 殿	
住 所	
名称及び代表者の氏名	
<p>特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第10条の2の規定により読み替えて準用する同規則第3条の3の規定により、次のとおり特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律第4条第2項の指定を受けたいので、申請します。</p>	
再講習業務を開始しようとする年月日	

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第2（第3条の5関係）（平24経産令41・追加、令元経産令17・令2経産令92・一部改正）

指定資格講習機関変更等届出書	
年 月 日	
経済産業大臣 殿	
住 所 名称及び代表者の氏名	
<p>特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第3条の5の規定により、指定資格講習機関について、次のとおり変更しますので届け出ます。</p>	
1. 指定資格講習機関の名称	
2. 指定を受けた日及び番号	
3. 変更の内容	
従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容
4. 変更の年月日	
5. 変更の理由	

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第2の2（第8条の3関係）（平24経産令41・追加、令元経産令17・令2経産令92・一部改正）

指定認定講習機関変更等届出書	
年 月 日	
経済産業大臣 殿	
住 所 名称及び代表者の氏名	
<p>特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第8条の3の規定により読み替えて準用する同規則第3条の5の規定により、指定認定講習機関について、次のとおり変更しますので届け出ます。</p>	
1. 指定認定講習機関の名称	
2. 指定を受けた日及び番号	
3. 変更の内容	
従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容
4. 変更の年月日	
5. 変更の理由	

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第2の3（第10条の2関係）（平24経産令41・追加、令元経産令17・令2経産令92・一部改正）

指定再講習機関変更等届出書	
年 月 日	
経済産業大臣 殿	
住 所 名称及び代表者の氏名	
<p>特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第10条の2の規定により読み替えて準用する同規則第3条の5の規定により、指定再講習機関について、次のとおり変更しますので届け出ます。</p>	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 指定再講習機関の名称 2. 指定を受けた日及び番号 3. 変更の内容 	
従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容
<ol style="list-style-type: none"> 4. 変更の年月日 5. 変更の理由 	

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第3 (第3条の6関係) (平29経産令15・全改、令元経産令17・令2 経産令92・一部改正)

指定資格講習機関更新申請書	
年 月 日	
経済産業大臣 殿	
	住 所 名称及び代表者の氏名
特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第3条の6第1項の規定により指定の更新を受けたいので、次のとおり申請します。	
1. 指定資格講習機関の名称	
2. 指定を受けた日及び番号	
3. 指定の期限	

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A 4とすること。

様式第3の2（第8条の3関係）（平29経産令15・全改、令元経産令17・令2経産令92・一部改正）

<p>指定認定講習機関更新申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>経済産業大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 名称及び代表者の氏名</p> <p>特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第8条の3の規定により読み替えて準用する同規則第3条の6第1項の規定により指定の更新を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 指定認定講習機関の名称2. 指定を受けた日及び番号3. 指定の期限

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格A 4とすること。

様式第3の3（第10条の2関係）（平29経産令15・全改、令元経産令17・令2経産令92・一部改正）

<p>指定再講習機関更新申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>経済産業大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 名称及び代表者の氏名</p> <p>特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第10条の2の規定により読み替えて準用する同規則第3条の6第1項の規定により指定の更新を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 指定再講習機関の名称2. 指定を受けた日及び番号3. 指定の期限
--

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格A 4とすること。

様式第4（第3条の7関係）（平29経産令15・全改、令元経産令17・令2経産令92・一部改正）

指定資格講習機関事業承継届出書	
年 月 日	
経済産業大臣 殿	
住 所 名称及び代表者の氏名	
指定資格講習機関の地位を承継したので、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第3条の7第2項の規定により、次のとおり届け出ます。	
承継の原因	
承継を受けた年月日	
承継した指定資格講習機関に係る指定年月日及び番号	
承継した指定資格講習機関に係る指定の期限	

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格A 4とすること。

様式第4の2（第8条の3関係）（平29経産令15・全改、令元経産令17・令2経産令92・一部改正）

指定認定講習機関事業承継届出書	
年 月 日	
経済産業大臣 殿	
住 所 名称及び代表者の氏名	
指定認定講習機関の地位を承継したので、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第8条の3の規定により読み替えて準用する同規則第3条の7第2項の規定により、次のとおり届け出ます。	
承継の原因	
承継を受けた年月日	
承継した指定認定講習機関に係る指定年月日及び番号	
承継した指定認定講習機関に係る指定の期限	

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格A 4とすること。

様式第4の3（第10条の2関係）（平29経産令15・全改、令元経産令17・令2経産令92・一部改正）

指定再講習機関事業承継届出書	
年 月 日	
経済産業大臣 殿	
住 所 名称及び代表者の氏名	
指定再講習機関の地位を承継したので、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第10条の2の規定により読み替えて準用する同規則第3条の7第2項の規定により、次のとおり届け出ます。	
承継の原因	
承継を受けた年月日	
承継した指定再講習機関に係る指定年月日及び番号	
承継した指定再講習機関に係る指定の期限	

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第5 (第4条の2関係) (平24経産令41・追加、令元経産令17・令2 経産令92・一部改正)

<p>資格講習業務規程届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>経済産業大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所 名称及び代表者の氏名</p> <p>別紙のとおり資格講習業務規程を定めたので、特定ガス消費機器の設置工 事の監督に関する法律施行規則第4条の2第1項の規定により届け出ます。</p>
--

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第5の2（第8条の3関係）（平24経産令41・追加、令元経産令17・令2経産令92・一部改正）

<p>認定講習業務規程届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>経済産業大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所 名称及び代表者の氏名</p> <p>別紙のとおり認定講習業務規程を定めたので、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第8条の3の規定により読み替えて準用する同規則第4条の2第1項の規定により届け出ます。</p>
--

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第5の3（第10条の2関係）（平24経産令41・追加、令元経産令17・令2経産令92・一部改正）

再講習業務規程届出書
年 月 日
経済産業大臣 殿
住 所 名称及び代表者の氏名
別紙のとおり再講習業務規程を定めたので、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第10条の2の規定により読み替えて準用する同規則第4条の2第1項の規定により届け出ます。

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第6（第4条の2関係）（平29経産令15・全改、令元経産令17・令2経産令92・一部改正）

資格講習業務規程変更届出書	
年 月 日	
経済産業大臣 殿	
住 所 名称及び代表者の氏名	
資格講習業務規程を次のとおり変更したいので、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第4条の2第1項の規定により届け出ます。	
1. 指定資格講習機関の名称	
2. 指定を受けた日及び番号	
3. 指定の期限	
4. 変更の内容	
従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容
5. 変更の年月日	
6. 変更の理由	

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第6の2（第8条の3関係）（平29経産令15・全改、令元経産令17・令2経産令92・一部改正）

認定講習業務規程変更届出書	
年 月 日	
経済産業大臣 殿	
住 所 名称及び代表者の氏名	
<p>認定講習業務規程を次のとおり変更したいので、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第8条の3の規定により読み替えて準用する同規則第4条の2第1項の規定により届け出ます。</p>	
1. 指定認定講習機関の名称	
2. 指定を受けた日及び番号	
3. 指定の期限	
4. 変更の内容	
従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容
5. 変更の年月日	
6. 変更の理由	

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第6の3（第10条の2関係）（平29経産令15・全改、令元経産令17・令2経産令92・一部改正）

再講習業務規程変更届出書	
年 月 日	
経済産業大臣 殿	
住 所 名称及び代表者の氏名	
再講習業務規程を次のとおり変更したいので、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第10条の2の規定により読み替えて準用する同規則第4条の2第1項の規定により届け出ます。	
1. 指定再講習機関の名称	
2. 指定を受けた日及び番号	
3. 指定の期限	
4. 変更の内容	
従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容
5. 変更の年月日	
6. 変更の理由	

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第7（第4条の3関係）（平29経産令15・全改、令元経産令17・令2経産令92・一部改正）

指定資格講習事業廃止申請書	
年 月 日	
経済産業大臣 殿	
住 所 名称及び代表者の氏名	
指定資格講習事業を廃止したいので、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第4条の3の規定により、次のとおり申請します。	
指定資格講習機関の指定年月日及び番号	
指定の期限	
廃止予定年月日	
指定資格講習事業を廃止する理由（廃止予定年月日とその年度の末日以外の場合は、その理由）	
廃止に伴い講じる措置	
廃止後の問合せ先	

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 「廃止に伴い講じる措置」の欄には、廃止の事実の周知方法、廃止予定年月日において受講を修了していない者に講じる措置等を記載すること。

様式第7の2（第8条の3関係）（平29経産令15・全改、令元経産令17・令2経産令92・一部改正）

指定認定講習事業廃止申請書	
年 月 日	
経済産業大臣 殿	
住 所 名称及び代表者の氏名	
指定認定講習事業を廃止したいので、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第8条の3の規定により読み替えて準用する同規則第4条の3の規定により、次のとおり申請します。	
指定認定講習機関の指定年月日及び番号	
指定の期限	
廃止予定年月日	
指定認定講習事業を廃止する理由（廃止予定年月日とその年度の末日以外の場合は、その理由）	
廃止に伴い講じる措置	
廃止後の問合せ先	

（備考）

- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 「廃止に伴い講じる措置」の欄には、廃止の事実の周知方法、廃止予定年月日において受講を修了していない者に講じる措置等を記載すること。

様式第7の3（第10条の2関係）（平29経産令15・全改、令元経産令17・令2経産令92・一部改正）

指定再講習事業廃止申請書	
年 月 日	
経済産業大臣 殿	
住 所 名称及び代表者の氏名	
指定再講習事業を廃止したいので、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第10条の2の規定により読み替えて準用する同規則第4条の3の規定により、次のとおり申請します。	
指定再講習機関の 指定年月日及び番号	
指定の期限	
廃止予定年月日	
指定再講習事業を 廃止する理由 (廃止予定年月日 がその年度の末日 以外の場合は、そ の理由)	
廃止に伴い講じる 措置	
廃止後の問合せ先	

(備考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 「廃止に伴い講じる措置」の欄には、廃止の事実の周知方法、廃止予定年月日において受講を修了していない者に講じる措置等を記載すること。

様式第 8 (第 4 条の 4 関係) (平29経産令15・全改、令元経産令17・令2 経産令92・一部改正)

資格講習実施計画届出書	
年 月 日	
経済産業大臣 殿	
住 所 名称及び代表者の氏名	
別紙のとおり資格講習の実施計画を作成したので、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第 4 条の 4 第 1 項の規定により届け出ます。	
作成した実施計画の年度	
指定の期限	

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第8の2（第8条の3関係）（平29経産令15・全改、令元経産令17・令2経産令92・一部改正）

認定講習実施計画届出書	
年 月 日	
経済産業大臣 殿	
住 所 名称及び代表者の氏名	
別紙のとおり認定講習の実施計画を作成したので、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第8条の3の規定により読み替えて準用する同規則第4条の4第1項の規定により届け出ます。	
作成した実施計画の年度	
指定の期限	

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第8の3（第10条の2関係）（平29経産令15・全改、令元経産令17・令2経産令92・一部改正）

再講習実施計画届出書	
年 月 日	
経済産業大臣 殿	
住 所 名称及び代表者の氏名	
別紙のとおり再講習の実施計画を作成したので、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第10条の2の規定により読み替えて準用する同規則第4条の4第1項の規定により届け出ます。	
作成した実施計画の年度	
指定の期限	

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第9（第4条の5関係）（平24経産令41・追加、令元経産令17・令2経産令92・一部改正）

資格講習実施結果報告書	
年 月 日	
経済産業大臣 殿	住 所
	名称及び代表者の氏名
別紙のとおり資格講習業務を実施したので、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第4条の5第1項の規定により報告します。	

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とすること。

様式第9の2（第8条の3関係）（平24経産令41・追加、令元経産令17・令2経産令92・一部改正）

認定講習実施結果報告書	
年 月 日	
経済産業大臣 殿	住 所
	名称及び代表者の氏名
<p>別紙のとおり認定講習業務を実施したので、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第8条の3の規定により読み替えて準用する同規則第4条の5第1項の規定により報告します。</p>	

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第9の3（第10条の2関係）（平24経産令41・追加、令元経産令17・令2経産令92・一部改正）

再講習実施結果報告書	
年 月 日	
経済産業大臣 殿	住 所
	名称及び代表者の氏名
<p>別紙のとおり再講習業務を実施したので、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第10条の2の規定により読み替えて準用する同規則第4条の5第1項の規定により報告します。</p>	

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第10（第4条の5関係）（平29経産令15・全改、令元経産令17・令2経産令92・一部改正）

資格講習修了者名簿								
						年 月 日		
経済産業大臣 殿			住 所					
			名称及び代表者の氏名					
特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第4条の5第1項の規定により、次のとおり資格講習修了者名簿を提出します。								
1. 指定資格講習機関の名称								
2. 指定を受けた日及び番号								
3. 指定の期限								
整理番号	修了者名	生年月日	住所	資格証の番号	資格証交付年月日	資格講習修了年月日	有効期限	備考

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第10の2(第8条の3関係) (平29経産令15・全改、令元経産令17・令2経産令92・一部改正)

認定講習修了者名簿						
				年 月 日		
経済産業大臣 殿						
住所 名称及び代表者の氏名						
特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第8条の3の規定により読み替えて準用する同規則第4条の5第1項の規定により、次のとおり認定講習修了者名簿を提出します。						
1. 指定認定講習機関の名称						
2. 指定を受けた日及び番号						
3. 指定の期限						
整理番号	修了者名	生年月日	住所	修了証交付年月日	認定講習修了年月日	備考

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第10の3(第10条の2関係)(平29経産令15・全改、令元経産令17・令2経産令92・一部改正)

再講習受講者名簿									
年 月 日									
経済産業大臣 殿									
住 所									
名称及び代表者の氏名									
特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第10条の2の規定により読み替えて準用する同規則第4条の5第1項の規定により、次のとおり再講習受講者名簿を提出します。									
1. 指定再講習機関の名称									
2. 指定を受けた日及び番号									
3. 指定の期限									
整理番号	受講者名	生年月日	住所	資格証の番号	資格証交付年月日	再講習受講年月日	有効期限	受講場所	備考

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第11(第8条関係) (平29経産令15・全改、令元経産令17・令2経産令92・一部改正)

※整理番号	
※受理年月日	年 月 日
※交付番号	

ガス消費機器設置工事監督者資格認定申請書

年 月 日

産業保安監督部長 殿

氏 名

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第8条の規定により、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律第4条第1項第3号の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1. 氏 名
2. 住 所
3. 生 年 月 日
4. 該当する要件

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ※印の項は、記載しないこと。

様式第12（第8条の4関係）（平24経産令41・追加、令元経産令17・一部改正）

ガス消費機器設置工事監督者認定講習修了証		
		年 月 日
修了者氏名 殿	認定講習機関の名称及び代表者の氏名 印	
特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第8条の4に規定する講習を修了したので、この修了証を交付します。		

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第13 (第11条関係)

(表紙)

↑	← 11センチメートル →
ル ト ー メ チ ン セ ア ア	ガス消費機器設置工事監督者資格証
↓	

(表紙内側)

<p>ガス消費機器設置工事監督者の心得</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 常に特定ガス消費機器の設置工事の監督者に関する法規を守り、特定ガス消費機器の保安に努めること。 2 職務中は、必ず本資格証を携帯すること。 3 本資格証の記載事項に変更を生じ、又は本資格証を汚し、損じ若しくは失ったときは、再交付の申請をすること。 4 本資格証を他人に貸したり、譲ったりしないこと。 5 本資格証の記載事項を書き直したり、写真を貼り替えたりしないこと。 6 本資格証の有効期限までに経済産業大臣又はその指定する者が行う講習を受けること。

2.4センチ
メートル

↑
3.0センチ
メートル

写真

押出し
スタンプ

ガス消費機器設置工事監督者資格証

資格証の番号	
氏名	
生年月日	

(表)

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第12条の規定によりこの資格証を交付する。

年 月 日

資格証交付者 ㊟

再講習受講記録			
受講年月日	有効期限	受講場所	講習実施者認印

(裏)

受講年月日	有効期限	受講場所	講習実施者認印

(表)

住 所	
-----	--

(備考) 住所を変更した場合は、訂正しておくこと。

(裏)

様式第14 (第13条関係) (平29経産令15・全改、令元経産令17・令2経産令92・一部改正)

※整理番号	
※受理年月日	年 月 日
※再交付番号	

ガス消費機器設置工事監督者資格証再交付申請書

年 月 日

資格証を交付した者 殿

氏 名

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第13条第1項の規定により、ガス消費機器設置工事監督者資格証の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1. 氏 名
2. 住 所
3. 生 年 月 日
4. 資格証の番号
5. 理 由

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ※印の項は、記載しないこと。

様式第15 (第14条関係) (平9通産令9・全改、平24経産令41・旧様式第4線下)

特定ガス消費機器の設置工事の監督に 関する法律第6条の規定による表示	
工事業者の氏名 又は名称及び連絡先	TEL
監督者の氏名	
資格証の番号	
施工内容及び 施工年月日	年 月 日

- (備考) 1 文字は、容易に消えないものとする事。
2 大きさは、縦4センチメートル以上5センチメートル以下、横7
センチメートル以上9センチメートル以下とする事。